

オーストラリアにおける 営業秘密の保護



Chris Jordan
(パートナー
弁護士)



Jessica
Sapountsis
(弁護士)

Davies Collison Cave (オーストラリア法律事務所)

Davies Collison Cave は、オーストラリア最大の知的財産法律事務所の一つであり 130 年を超える歴史をもつ。オーストラリア国内に 10 の拠点とシンガポールに拠点を有する。Jordan 氏は特許、商標、意匠、著作権、営業秘密に関する分野で 25 年以上の経験を持つ弁護士。現在は訴訟を主に担当する。Sapountsis 氏は訴訟、ライセンス、不正競争、消費者保護法といった領域を中心に活動する弁護士である。

1. オーストラリアの制度

オーストラリアにおいては、「営業秘密(trade secret)」という表現は、「秘密情報(confidential information)」という表現と同義に用いられている。オーストラリアは判例法および制定法によって営業秘密を保護している。

営業秘密の不正流用とは、営業秘密の所有者の同意なしに、あるいは守秘義務に違反して、第三者に情報を開示することをいう。守秘義務違反を立証するためには、営業秘密の対象となる情報について、以下の 4 つの要件がすべて満たされなければならない。*1)

- 1)情報が単に包括的な文言で示されているのではなく、具体的に特定されていること*2)
- 2)情報は秘密のものであり、秘密性が維持されていること
- 3)情報をその所有者から受領した際に、情報に対する守秘義務が受領者に課されていたこと
- 4)情報の不正流用が現実には発生したか、不正流用が不可避的な状況にあること

通常、使用者と従業者との関係において、従業者は使用者に対する守秘義務を負うことになる。したがって、雇用契約には、雇用期間中も雇用期間の終了後も、使用者が認めた目的以外で使用者の営業秘密を使用してはならないという条件が明示規定されているか、あるいは明示規定がない場合でも、黙示されているという解釈がされる場合が多い。

営業秘密に対する守秘義務が要求される状況としては、他にも、以下のようなものがある。

- 契約上の守秘義務（ライセンス契約、製造契約、供給契約、販売契約、フランチャイズ契約等の商業契約を含む）
- 衡平法（公平、公正の観点からコモンローを補足する法律）および制定法に基づいて生じる義務。たとえば、法人の取締役、秘書その他の役員は、自らの地位もしくは当該法人の情報を自らの利益のために不正に使用せず、当該法人に不利益を生じさせないという信認義務を当該法人に対して負っている場合がある。このような義務には、法人の営業秘密を不正流用しない義務が含まれる。同様の義務は2001年会社法（連邦法）にも存在する。^{*3}
- 契約当事者双方が情報の秘密保持について合意している場合。通常、そのような合意は守秘契約によって文書化されるが、当事者の一方が相手方に対し、会話中の情報をすべて秘密扱いとする旨の警告を口頭で伝えるか、書面による警告を与えている場合も、守秘義務が生じたものとみなされる。
- 守秘義務が推定される状況。すなわち、一般的な判断力を有する人（通常人）であれば、以下のような状況で入手または受領した情報は秘密に保つべき、と信じるであろうことが推定される場合。
 - ある人物が別人に宛てた私信を偶然受け取った場合
 - ある人物が、他人の守秘義務違反の結果として、営業秘密を入手した場合
 - 当事者双方がその個人的関係により連絡した情報を開示した場合
 - 当事者双方が契約締結に先立つ交渉を行っている場合

- 連邦法において、また（多くの州が）州法において、情報公開法に基づく開示要求に対する適用除外をそれぞれの法律に設け、「営業秘密」に該当する文書の開示を禁じている。

2. 救済

営業秘密を保護するために認められる救済のうち、最も効果的なものは、現実の守秘義務違反が発生する前に適用しうる以下の措置である。

- 仮差止命令または永久差止命令(temporary or permanent injunctions)
仮差止命令は、本訴手続きの前または本訴手続き中に、緊急措置として認められる救済であり、本訴手続き終了後に永久差止命令が下される前に、被告による侵害行為を禁ずることができる。
- アントンピラー命令(Anton Pillar Order)
営業秘密の情報を取り戻すために不正行為が疑われる者の資産の搜索し差押を命ずるものである。上記命令はしばしば訴訟の開始前に、または訴訟の第一段階として請求され、情報不正流用の危険が差し迫っている場合に特に有用である。

情報が既に開示されてしまった場合の救済措置としては、以下のようなものが存在する。損害賠償命令

訴訟を提起した場合、原告がが被った損害を補填するために命じられる。懲罰的損害賠償も利用できるが、オーストラリアにおいて懲罰的賠償の裁定が下ることは稀である。

- 契約債務の特定履行
契約債務が存在し、損害賠償が救済として不十分である場合に命じられることがある。この命令により、相手方に契約（雇用解消時の秘密情報の返却を規定した条項を含む）の順守を強制することができる。

3. 営業秘密の保護を保証するために何をなすべきか？

冒頭で述べた4つの要件が満たされていると仮定すれば、契約書がなくとも秘密情報の保護は可能である。しかし、文書化されていない守秘義務の履行を強制することはより困難である。それゆえ、あらゆる雇用契約には、従業員が雇用期間中に入手した情報（秘密情報を含む）の開示を制限する条項を盛り込むべきである。雇用関係が存在しない状況においては、営業秘密を開示する前に当該開示に関する不開示契約（守秘契約とも称する）を締結しておき、最終的に締結される本契約（製造契約、ライセンス契約、供給契約、販売契約等）には、営業秘密の不開示義務を定めた規定を盛り込んでおくことが推奨される。守秘義務に関する記述の中で秘密情報が十分に特定されていれば、守秘義務違反を立証することが容易になる。

営業秘密が不正流用された場合、または差し迫った不正流用の恐れがある場合には、直ちに措置を講じることが重要である。情報は急速に拡散する可能性があるため、漏洩もしくは潜在的漏洩の場合には可及的速やかに拡散を阻止しなければならない。そのためには、現実の問題が発生する前に計画を立てておく必要がある。常に予防を目標に据えるべきである。

注)

1. *Coco v AN Clark (Engineers) Ltd* [1969] 2 RPC 41; *Smith Kline & French Laboratories (Aust) Ltd v Secretary Department of Community Services and Health* (1990) 22 FCR 73.
2. *Smith Kline & French Laboratories (Aust) Ltd v Secretary Department of Community Services and Health* (1990) 22 FCR 73.
3. 2001年会社法（連邦法）第182条および第183条。

（編集協力：日本技術貿易株式会社）